

第4章 推進方策

4-1 基本的な考え方

「山北町都市計画マスタープラン」は、都市計画分野のみならず、本町のまちづくりに関する中長期的な基本方針を示したものであります。

計画を実現し、より良いまちづくりを進めていくためには、施策の推進はもちろんのこと、これからまちづくりの主体となる町民、事業者や関係団体など行政が適切な役割分担のもとに「協働のまちづくり」を推進する必要があります。本町では、まちづくりの基本方針として「山北町自治基本条例」を定めていることから、本条例の趣旨に沿い、町民参画のもとで協働のまちづくりを進めています。

事業の実施及び計画の推進にあたっては、地域の実情、整備の進捗状況等を把握し、その施策の重要性、効果等を総合的に評価し、まちづくりに対してより効果の高い事業を継続又は持続していく必要があります。

4-2 協働のまちづくりのための役割

1. 町民の役割

町民一人ひとりが地域活動に積極的に参加し、まちのあり方や地域づくりに対し、常に問題意識を持ち、主体的に考えたうえで課題等に取り組む必要があります。

2. 事業者や関係団体の役割

事業者や関係団体は、その活動が地域社会へ与える影響を十分に認識したうえで行政と連携し、まちづくりに対し積極的に協力・貢献することが求められます。また、その活動においては環境及び都市施設等の整備に対する配慮が必要となります。

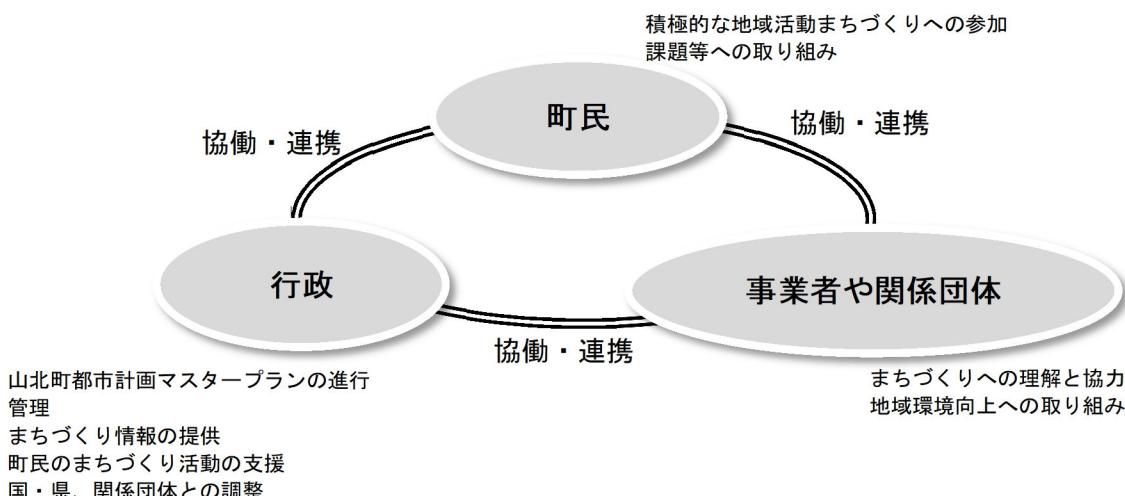
3. 行政の役割

行政は、計画に基づく事業の実施や土地利用に対する計画の策定を進めるとともに、まちづくりに関する情報の収集や提供に努め、事業者や関係団体などが主体的に取り組むまちづくりに対し支援を行います。

また、国、県及び近隣市町等と連携するとともに、「山北町都市計画マスタープラン」に示すまちづくりについて、協力を求めていきます。

さらに、アンケートや説明会、パブリックコメントの実施など、住民の意見を反映し、協働するための取り組みを充実させます。

協働のまちづくりのイメージ



4-3 まちづくりの推進体制の構築

「山北町都市計画マスタープラン」の実現に向けて、市民、事業者や関係団体、行政がそれぞれ適切な役割を担い、連携、協力できる仕組みづくりを進め、本町にふさわしいまちづくりを推進する体制を構築する必要があります。

1. 国、県及び近隣市町等との連携・協力の強化

新東名高速道路、国道246号等の広域幹線道路の整備促進、酒匂川縦貫道路の北部延伸、水源の森林の保全、県立山北つぶらの公園の整備など広域的な交通網や拠点の整備等の対応にあたっては、国、県、周辺自治体と連携し、相互協力・調整に努めます。

また、本町は静岡県に隣接することから、静岡県東部の各地域との連携・協力を推し進め、関係人口の創出に努めます。

2. 協働のまちづくりへの市民参加の仕組みづくり

協働のまちづくりを推進するため、市民、事業者及び行政が役割を意識して施策に取り組む必要があります。その仕組みづくりとして、市民が自由に、かつ、主体的に参加できる市民参加システムの環境を整え、まちづくりに対する強い意欲を持った人材の発掘・育成に努めます。そのうえで、市民の各活動団体が進める活動への側面支援に努めることで、協働のまちづくりを推進します。また、まちづくりに対する意識の啓発を図り、自発的な取り組みを促進します。

3. まちづくりのPR、積極的な情報発信

市民、事業者、関係団体及び行政が連携、協力しながら、地域の抱える問題を効果的に解決していくまちづくりを実践するため、広報紙、ホームページやSNS等を活用し、まちづくりに関する情報を積極的に発信します。

また、町民と双方向の意見交換を行うため、町民の各活動団体や座談会「町長と語ろうまちづくり」などのまちづくりに関する懇談会の開催等を通して、まちづくりに関する情報の共有を推進します。

4・4 進行管理

1. 計画的な施策の実施

「山北町都市計画マスタープラン」で位置づけられた各種施策を実施するためには、限られた財源の下で効率的な事業展開を図る必要があります。また、施策の中には喫緊性の高いものや、長期的な視点から時間をかけて進めていく必要があるものなど、多様な内容を含んでいます。このため、施策の展開にあたってはそれらの施策がバランス良く実現するよう、財政面での裏付けを含め、実現可能な計画の立案に努めます。

2. まちづくり施策の評価・検証

本都市計画マスタープランの評価・検証については、具体的の施策ごとに毎年の実施目標を定めた実施計画を作成・運用し、その結果を検証することにより行います。

実施計画には、以下の施策が含まれます：

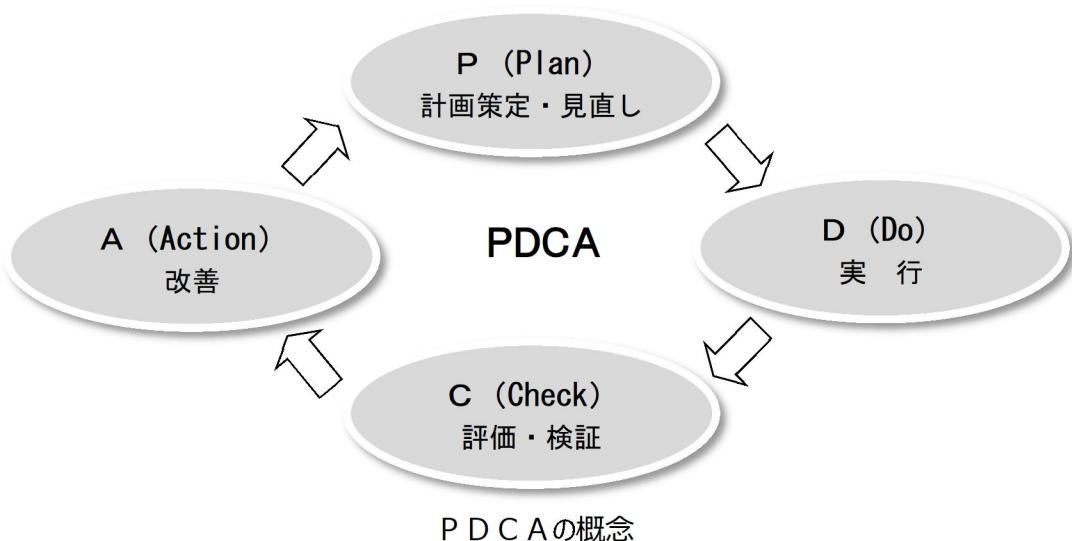
- ・現に町で実施している施策のうち、まちづくりに関連する施策
- ・本都市計画マスタープランの方針に合わせ、新たに策定した施策

実施計画に位置づけられた施策は、各年度ごとに実際の実施数量を把握し、計画数量と比較して計画数量を達成できているかの評価を行います。

実施計画に位置づけられた施策の実施にあたり、困難や問題点が確認された場合には、PDCA(Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善))サイクルを運用することにより、施策ごとの検証・評価を行い、改善するべき内容は、改善していくこととします。

都市計画は、環境や福祉、防災など、都市計画以外の分野にも広く関わりがあるため、関連分野の関係者を含めた都市計画マスタープラン推進会議を必要に応じ開催することとし、実施計画によるまちづくり関連施策の達成状況の報告やまちづくりに関する意見交換を実施してまいります。

また、中間年にあたる令和7年度には、それまでの進捗状況を踏まえ、計画の見直し等を検討する中間評価を実施します。中間年に実施する計画の評価・検証にあたっては、各種統計や5年に一度実施される都市計画基礎調査の結果を活用して、実施計画に位置づけられたまちづくり施策の効果検証を行います。具体的には本計画の第1章の「I 現況」で検討した指標等を確認することで施策の妥当性を判断し、必要に応じて施策ないし本都市計画マスタープランの見直しを行います。



3. 具体の進行管理計画

都市計画マスタープラン推進会議を開催することで、各施策の進捗状況を確認し、事業進捗の遅れ等がみられた場合は各施策の個別実施計画の見直しを図り、「山北町都市計画マスタープラン」の実現を目指します。また、全体計画及び個別実施計画の進捗状況確認及び見直しをした場合、町民や事業者、関係団体に対して、その結果を広報紙やホームページ等で公開します。

令和7年度に予定されている中間評価においては、年度ごとに施策及び各方針の進捗状況を把握し、目標の妥当性や達成状況についての評価を行います。

4. 必要に応じた計画の見直し

PDCAサイクルによる計画の評価・検証の結果、社会経済情勢等の変化によって計画変更の必要が生じた場合には、山北町総合計画、山北町土地利用計画及び山北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の上位計画や神奈川県の都市マスタープラン等の関連計画と整合を図りながら、町民や事業者及び関係団体の参加、連携の下で計画の見直しを行います。

また、評価・検証を行う過程で得られた知見や新たな課題は、次代の都市計画マスタープランの見直しに活用できるようストックしておき、円滑な見直しに向けた知識の蓄積を図ります。